

# 香川県報



第 33 号

平成 15 年

4 月 30 日（水曜日）

## 目次

### 告 示

介護保険法の規定による施設の指定

（長寿社会対策課）

一

地方公営企業法施行令の規定による収納事務の委託（県立病院・施設経営課）

香川県統計調査条例の規定によるパートタイム労働者雇用環境調査の実施

（労働政策課）

二

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

（水産課）

〃

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅

（道路保全課）

〃

### 公 告

落札者等の公示

（県立病院・施設経営課）

三

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（四件）（経営支援課）

特定計量器定期検査の実施

（計量検定所）

四

●昭和四十五年香川県公告第三十四号（農業振興地域の指定）等の一部変更

（農政課）

五

●農業振興地域の指定

平成十五年地籍調査事業計画の決定

土地改良区の役員の就退任の届出

（土地改良課）

六

土地改良事業の工事を完了の届出

開発行為に関する工事を完了

（都市計画課）

七

開発行為に関する工事（公共施設）の完了

（〃）

八

### 公安委員会告示

香川県暴走族等の追放に関する条例の規定による重点禁止区域の指定

一一

### 選挙管理委員会告示

平成十四年香川県選挙管理委員会告示第八十号の一部訂正

一二

平成十四年香川県選挙管理委員会告示第八十四号の一部訂正

一三

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告（三件）

告（三件）

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

一四

## 告 示

香川県告示第二百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、指定

介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	施設の名 称及び所 在地	開設者の名称、代 表者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービ スの種 類
三七一〇一	医療法人社団弘徳会	医療法人社団弘徳会	平成十五年	介護療養
一八一五三	マオカ病院	理事長 満岡文弘	四月十五日	施設サ ービス
	高松市瓦町二丁目 一二番四五	高松市瓦町二丁目 一二番四五		

香川県告示第二百六十七号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十六条の四第一項の規定に  
基づき、平成十五年四月一日から、次の者に香川県立中央病院地下駐車場及び香川県立中  
央病院北駐車場の使用料の収納事務を委託した。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住 所 高松市花園町一丁目一 五  
 名 称 太平ビルサービス株式会社高松支店

香川県告示第二百六十八号

香川県統計調査条例(昭和二十四年香川県条例第四十五号)の規定に基づき、パートタイム労働者雇用環境調査を次のとおり実施する。  
 平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

パートタイム労働者が雇用者総数の二割を超える状況の中、正社員と非正社員との処遇格差が問題となっており、パートタイム労働者の雇用環境の実情を総合的に把握することにより、今後のワークシェアリング検討及び仕事と家庭の両立支援等施策検討の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の実施期間

平成十五年五月十五日から同年六月三十日まで

三 調査の範囲

五人以上の常用労働者を有する県内所在の民営事業所のうち無作為抽出された事業所及び同所で勤務するパートタイム労働者

四 調査の方法

- 1 調査委託機関 地域経済情報研究所
- 2 調査票の送付及び回収 調査員による留置・回収は郵便等による送付又は調査員による訪問回収

五 調査事項

- 1 パートタイム労働者数について
  - 2 労働協約について
  - 3 雇用の理由について
  - 4 パートタイム労働者の就業状況について
  - 5 パートタイム労働者の仕事に対する考え方について
- 香川県告示第二百六十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、池田加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたとで告示する。  
 平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百七十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、池田加入区について、平成十一年香川県告示第三百七十一号による保険に付すべき義務は、平成十五年四月二十九日限り消滅したので告示する。  
 平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年四月三十日から同年五月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 詫間停車場線(二二三号)
- 三 道路の区域

前	変更前後別	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
		三豊郡詫間町大字松崎字丸山一六 五五番一地先から	一六・〇		町道移管による不用物件化
		三豊郡詫間町大字松崎字丸山一六 九〇番二五地先まで	二四・八	一五六	

後	三豊郡詫間町大字松崎字浜七一〇 番一地从先から 三豊郡詫間町大字松崎字浜六六〇 番一地从先まで	六・〇 八・〇	一七九
	三豊郡詫間町大字松崎字丸山一六 五五番一地从先から 三豊郡詫間町大字松崎字丸山一六 九〇番一五地从先まで	一六・〇 二四・八	一五六

公 告

香川県公告第二百八十号  
 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。  
 なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。  
 平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 香川県立中央病院清掃業務 一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 一般競争入札
- 四 落札決定日 平成十五年三月二十四日
- 五 落札者の氏名及び住所 香川ビルメン株式会社 高松市藤塚町二丁目一〇番三三号
- 六 落札金額 七〇、二〇〇、〇〇〇円
- 七 入札公告日 平成十五年二月二十八日
- 八 落札方式 最低価格
- 九 担当課 郵便番号七六〇 八五五七 高松市番町五丁目四番一六号 香川県立中央病院業務課管理担当 電話番号〇八七 八三五 二三三二（内線三〇九）

香川県公告第二百八十一号  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。  
 平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告  
平成十四年香川県公告第六百三十四号
  - 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社マルナカ新屋島店  
高松市屋島西町字百石一九〇六 一ほか
  - 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
駐車場からの騒音等により、周辺の生活環境がそこなわれないよう十分な配慮を行い、場合によっては、監視員による駐車場内の見回り等を実施すること。
  - 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
  - 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
    - 1 縦覧場所  
香川県商工労働部経営支援課  
高松市産業部商工労政課
    - 2 縦覧期間  
平成十五年四月三十日（水曜日）から同年五月三十日（金曜日）まで
- 香川県公告第二百八十二号  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。  
 平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

<p>一 意見の対象となつた届出に係る公告 平成十四年香川県公告第六百三十五号</p> <p>二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社マルナカ白鳥店 東かがわ市白鳥字城泉一四一 一ほか</p> <p>三 法第八条第一項の規定により旧白鳥町から聴取した意見の概要 意見なし</p> <p>四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし</p> <p>五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 1 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課 東かがわ市事業部経済課</p> <p>2 縦覧期間 平成十五年四月三十日(水曜日)から同年五月三十日(金曜日)まで</p> <p>香川県公告第二百八十三号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。 平成十五年四月三十日</p> <p>香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>一 意見の対象となつた届出に係る公告 平成十四年香川県公告第六百三十六号</p> <p>二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社マルナカ八栗店 木田郡牟礼町大字牟礼浜二六一五番地の一ほか</p> <p>三 法第八条第一項の規定により牟礼町から聴取した意見の概要 意見なし</p>	<p>四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし</p> <p>五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 1 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課 牟礼町建設経済課</p> <p>2 縦覧期間 平成十五年四月三十日(水曜日)から同年五月三十日(金曜日)まで</p> <p>香川県公告第二百八十四号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。 平成十五年四月三十日</p> <p>香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>一 意見の対象となつた届出に係る公告 平成十四年香川県公告第六百三十七号</p> <p>二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ高瀬店 三豊郡高瀬町下勝間二四八六 一ほか</p> <p>三 法第八条第一項の規定により高瀬町から聴取した意見の概要</p> <p>1 騒音、廃棄物等の問題がおこらないよう十分留意すること。</p> <p>2 地域住民からゴミの匂いに関する苦情があったので早急に対応すること。</p> <p>3 来客者が多い時間帯のガードマンが実際には配置されておらず対応が届出事項と相違しているので、届出書の記載事項は必ず実施すること。</p> <p>四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし</p> <p>五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 1 縦覧場所</p>
---	---

香川県商工労働部経営支援課

高瀬町経済課

2 縦覧期間

平成十五年四月三十日（水曜日）から同年五月三十日（金曜日）まで

香川県公告第二百八十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第二項第一号から第五号までに該当する特定計量器の定期検査については、平成十五年七月一日から同年八月三十一日までの間に、当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 定期検査の対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもり
- 二 定期検査を行う区域、期日及び場所  
別表のとおり

別表

検査区域	検査日	検査日時	検査場所
普通 寺 市	5月20日(火)	10:00～15:00	普通寺市民会館
	5月22日(木)	10:00～15:00	普通寺市民会館
	5月23日(金)	10:00～15:00	普通寺市民会館
	5月26日(月)	10:00～15:00	普通寺市民会館
普通寺市再検査	5月30日(金)	10:00～12:00	普通寺市民会館

検査区域	検査日	検査日時	検査場所
観音 寺 市	6月3日(火)	10:00～15:00	観音寺市西公民館
		8:50～9:40	観音寺市伊吹公民館
	6月4日(水)	10:00～12:00	観音寺市伊吹丸事務所
		10:00～15:00	観音寺市西公民館
	6月5日(木)	10:00～15:00	観音寺市柞田公民館
	6月6日(金)	10:00～15:00	観音寺市柞田公民館
		10:00～11:30	観音寺市木之郷公民館
	6月10日(火)	13:00～15:00	観音寺市栗井公民館
		10:00～11:30	観音寺市豊田公民館
	6月11日(水)	13:00～15:00	観音寺市一ノ谷公民館
		10:00～11:30	観音寺市高室公民館
	6月12日(木)	13:00～15:00	香川県農協常盤支店
		10:00～15:00	観音寺市民会館
6月13日(金)	10:00～15:00	観音寺市民会館	
6月16日(月)	10:00～15:00	観音寺市民会館	
6月18日(水)	10:00～15:00	観音寺市民会館	
6月23日(月)	10:00～12:00	観音寺市民会館	

香川県公告第二百八十六号

昭和四十五年香川県公告第三十四号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一 昭和四十五年香川県公告第三十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

一〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

一一の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

一二の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

第二 昭和四十五年香川県公告第百五十三号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

一を削る。

二〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、二を一とする。

三〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、三を二とする。

四〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、四を三とする。

五〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、五を四とする。

六〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、六を五とする。

七〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改

め、七を六とする。

八〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、八を七とする。

第三 昭和四十六年香川県公告第二百十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

一を削る。

二〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、二を一とする。

三〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、三を二とする。

四〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、四を三とする。

五〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、五を四とする。

六〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、六を五とする。

七〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、七を六とする。

第四 昭和四十七年香川県公告第二百三十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

一を削る。

二〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、二を一とする。

三〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、三を二とする。

四〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、四を三とする。

五〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改

め、五を四とする。

六〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改め、六を五とする。

第五 昭和四十八年香川県公告第七十一号（農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

一〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

二〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

三〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

第六 昭和四十八年香川県公告第二百十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

一〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

二〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

三〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

四〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

五〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

六〇の項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

第七 昭和五十八年香川県公告第八十五号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

一中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

第八 平成十四年香川県公告第二百七十八号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

二〇の項第四号中「旧志度町の二の二部及び二十五の二部」を「三百一の二部及び三百二十五の二部」に、「旧寒川町の四の二部、五の二部、六の二部、七の二部及び十四の二部」を「四百四の二部、四百五の二部、四百六の二部、四百七の二部及び四百十四の二部」に、「旧長尾町の十一から十五の二部、十七から二十三の二部、二十五から二十七の二部、三十二から三十四の二部、三十五、三十六の二部、五十四の二部及び五十五の二部の区域」を「五百十一から五百十五の二部、五百十七から五百二十三の二部、五百二十五から五百二十七の二部、五百三十二から五百三十四の二部、五百三十五、五百三十六の二部、五百五十四の二部及び五百五十五の二部の区域」に改め、同項中「香川県農林水産部農林水産企画課」を「香川県農政水産部農政課」に改める。

香川県公告第二百八十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定し、同条第五項の規定により公告する。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 地域の名称

東かがわ農業振興地域（東かがわ市）

二 指定区域

東かがわ市の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域

1 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づき定められた港湾隣接地域（一の区域を除く。）

2 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づき定められた地域森林計画の林班番号旧引田町の九から十三までの各一部、十六の一部、十七、二十一の一部、二十二の一部、二十三、二十四の一部、二十五、二十七から三十一まで、三十二の一部、三十三、三十四から三十六までの各一部、三十七、三十八の一部及び三十九から四十二並びに旧白鳥町の十一の二部、十二の二部、十四の二部、十五の二部、十八から二十までの各一部、二十一、二十二から三十三までの各一部、三十四、四十の二部、四

十二、四十二の二部、四十四の二部、四十九の二部、五十、五十三の二部、五十四の二部、六十三の二部、六十六の二部、七十一の二部、七十二の二部、七十三及び七十四

四

3 森林法に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号一から十五及び十七の区域

4 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づき定められた用途地域

5 旧大内町の区域のうち、川東一五二一番地東下端を起点とし、水主七七八番地の一の陵線、星越峠の市境界点から起点に至る川東一五〇九番地一、一五二〇番地一、一五二〇番地二、一五二一番地、水主一九九番地、二〇〇番地一、二〇〇番地二、二〇〇番地五、二〇六番地二、二〇六番地四、二〇七番地、二〇八番地五、二〇八番地一〇、二〇八番地一一、一六三三番地一、一〇七〇番地一、一〇七一番地及び一〇七三番地の下端を順次結んだ線で囲まれた区域及び星越峠の旧大内町境界点を起点とし、様松不動明王・水主二六四号番地の南端より起点に至る水主一九七四番地一、一九七八番地、二 一番地一、二 二番地、二 三番地一、二 四番地一、二四五八番地及び二六四三番地一の下端を順次結んだ線で囲まれた区域及び国安池余水はけを起点とし、那智山、大社上池の西端、三殿旧種畜場西端から起点を順次結んだ線で囲まれた区域

6 松島、通念島、一子島及び双子島の区域

その関係図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。

香川県公告第二百八十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により地籍調査に関する平成十五年度事業計画を平成十五年四月二十一日次のとおり決定した。

平成十五年四月三十日

調査者を 行う者の 名称	調査地 域	調査期 間	摘 要
香川県知事 真 鍋 武 紀	善通寺市生野町の一部、善通寺町の一部、平成十六年三月	地籍調査	

内海町	大麻町の一部、碑殿町の一部 善通寺市中村町、弘田町、下吉田町、稲木町、金蔵寺町、原田町 小豆郡内海町大字片城の一部、大字神懸通の一部、大字安田の一部、大字坂手の一部、大字堀越の一部、大字苗羽の一部、大字田浦の一部、大字古江の一部、大字福田の一部	三十一日まで	数値情報化
土庄町	小豆郡土庄町淵崎の一部、上庄の一部 小豆郡土庄町豊島の一部	"	地籍調査 数値情報化
池田町	小豆郡池田町大字池田の一部 小豆郡池田町大字中山の一部、大字蒲生の一部	"	地籍調査 数値情報化
牟礼町	木田郡牟礼町大字牟礼の一部 木田郡牟礼町大字牟礼の一部	"	地籍調査 数値情報化
庵治町	木田郡庵治町字新開、字浜、字谷、字荒浜、字島々の一部 木田郡庵治町字湯谷東	"	地籍調査 数値情報化
塩江町	香川郡塩江町大字安原下の一部 香川郡塩江町大字安原下の一部	"	地籍調査 数値情報化
綾上町	綾歌郡綾上町大字粉所西、大字山田上、大字東分の一部	"	数値情報化
満濃町	仲多度郡満濃町大字神野の一部、大字真野の一部、大字岸上の一部	"	地籍調査
仲南町	仲多度郡仲南町大字七箇、大字塩入	"	数値情報化
高瀬町	三豊郡高瀬町大字下麻、大字上麻	"	数値情報化
豊中町	三豊郡豊中町大字比地大、大字下高野の一部	"	数値情報化



香川県公告第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、内海町安田三五郎池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類 氏名 住 所 退任年月日

理事 山本 貞二 小豆郡内海町安田甲一六二番地 平成一五、三、三一

竹本 惠 " " " " " "

竹本 三郎 " " " " " "

山本 正輝 " " " " " "

山本 健司 " " " " " "

山本 勤 " " " " " "

竹本 和元 " " " " " "

竹本 義隆 " " " " " "

山本 和志 " " " " " "

山本 金二 " " " " " "

高橋 武司 " " " " " "

高橋 玄 " " " " " "

二 就任した役員

役員の種類 氏名 住 所 就任年月日

理事 山本 貞二 小豆郡内海町安田甲一六二番地 平成一五、四、一

竹本 惠 " " " " " "

竹本 三郎 " " " " " "

山本 正輝 " " " " " "

山本 健司 " " " " " "

竹本 和元 " " " " " "

竹本 義隆 " " " " " " 甲一八六三番地  
 山本 和志 " " " " " " 木庄甲一五九番地  
 空林 志郎 " " " " " " 安田甲一六四九番地  
 監事 山本 金二 " " " " " " 甲一三番地一  
 高橋 武司 " " " " " " 甲一八七一番地二  
 高橋 玄 " " " " " " 甲四二五番地

香川県公告第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市十河土地改良区	単独費補助土地改良事業	佐古地区	平成一五、三、三一
"	単独費補助土地改良事業	南川西地区	平成一五、三、二八
"	単独費補助土地改良事業	西吉田地区	平成一五、三、五

香川県公告第二百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三六六 三の二部、三六六 七九、三七六 一、三七六 二、三七六 三の二部、三七六 四、三七六 五、三七六 六、三七六 七、三七六 八、三七六 九、三七六 一〇、三七六 一四、三七六 一五、三七六 一六、三七六

七、三七九 一一、三七九 一二、三七九 二九、三七九 三四、三七九 三六、木田郡牟礼町大字大町字丹僧二二七 七、二二二七 八、二二三四 二の二部、二二七九 二五六一 一、二五六一 四、二五六一 一三及び同地先農道・水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市高松町二三〇六番地三  
有限会社ライト設計

代表取締役 富田幸雄

香川県公告第二百九十二号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三六六 三の二部、三六六 七九、三七六 一、三七六 二、三七六 三の二部、三七六 四、三七六 五、三七六 六、三七六 七、三七六 八、三七六 九、三七六 一〇、三七六 一四、三七六 一五、三七六 一六、三七六 七、三七九 一一、三七九 一二、三七九 二九、三七九 三四、三七九 三六、木田郡牟礼町大字大町字丹僧二二七 七、二二二七 八、二二三四 二の二部、二二七九 二五六一 一、二五六一 四、二五六一 一三及び同地先農道・水路

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長二五八・五〇メートル）  
木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三六六 三の二部、三七六 一の二部、三七六 三の二部、三七六 四の二部、三七六 七の二部、三七六 一四の二部、三七六 一五の二部及び木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六一 一の二部

道路（有効幅員六・〇〇メートル、六・五〇メートル、延長三二七・三三メートル）  
木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 二の二部、三七六 三の二部、三七六 四の二部、三七六 六の二部、三七六 七の二部、三七六 九の二部、三七六 一〇の二部

部、三七六 一六の二部、三七七の二部、三七九 一一の二部、三七九 一二の二部、三七九 二九の二部、木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六一 一の二部及び二五六一 四の二部

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長二八・二九メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の二部及び三七六 一五の二部

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長三一・二七メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の二部、三七六 四の二部、三七六 八の二部及び三七六 一〇の二部

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長二八・二九メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の二部

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長一五・六五メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の二部

道路（有効幅員六・五〇メートル、延長四五・〇二メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の二部、三七六 四の二部及び三七六 七の二部

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長四五・〇二メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 一の二部、三七六 七の二部、木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六一 一の二部及び二五六一 四の二部

道路（有効幅員五・五〇メートル、延長一七・〇六メートル）

木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六一 一の二部

道路（有効幅員六・五〇メートル、延長九・七七メートル）

木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六一 一の二部

道路（有効幅員五・五〇メートル、延長二九・九六メートル）

木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六一 一の二部

排水施設

排水管（直径五〇〇ミリメートル、延長〇・四〇メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七七の二部

排水管（直径四五〇ミリメートル、延長五・〇〇メートル）

2

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の一部

排水管（直径三〇〇ミリメートル、延長四・〇〇メートル）

木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六 一の一部

排水管（直径三〇〇ミリメートル、延長二六・七〇メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 二の一部、三七六 三の一部、三七六 七の

一部、三七六 一六の一部、三七七の一部及び木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六 一

の一部

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長四・六〇メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 二の一部、三七六 一六の一部及び三七七の

一部

排水管（直径二〇〇ミリメートル、延長七〇・八九メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の一部、三七六 一の一部、三七六 二の

一部、三七六 三の一部、三七六 四の一部、三七六 六の一部、三七六 七の一部

三七六 九の一部、三七六 一〇の一部、三七六 一五の一部、三七九 一の一部

三七九 二九の一部及び同地先町道

木田郡牟礼町大字大町字丹僧二二七 七の一部、二二七 八の一部、二二七 四

二の一部、二五六 一 一の一部、二五六 一 四の一部及び同地先農道・水路

U型水路（寸法三〇〇ミリメートル×三〇〇ミリメートル、延長一五八・二〇メ

トル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の一部、三七六 一の一部、三七六 二の

一部、三七六 三の一部、三七六 四の一部、三七六 六の一部、三七六 七の一部

三七六 八の一部、三七六 九の一部、三七六 一〇の一部、三七六 一四の一部

三七六 一五の一部、三七九 一 一の一部、三七九 一 二の一部、三七九 二九の一

部、木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六 一 一の一部及び二五六 一 四の一部

U型水路（寸法三〇〇ミリメートル×三〇〇ミリメートル、延長六六・〇〇メ

トル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 二の一部、三七六 一六の一部及び三七七の

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×三〇〇ミリメートル、延長七一・〇〇メ  
トル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の一部、三七六 三の一部、三七六 七の

一部、三七六 九の一部、三七六 一〇の一部及び三七六 一五の一部

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×四〇〇ミリメートル、延長二一・八〇メ

トル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 二の一部、三七六 三の一部、三七六 一六

の一部、三七七の一部及び木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六 一 一の一部

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×五〇〇ミリメートル、延長一三・〇〇メ

トル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の一部

自由勾配側溝（寸法四〇〇ミリメートル×四〇〇ミリメートル、延長五〇・一〇メ

トル）

木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六 一 一の一部

自由勾配側溝（寸法四〇〇ミリメートル×五〇〇）九〇〇ミリメートル、延長五七・

二〇メトル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の一部、三七六 一四の一部及び三七六

一五の一部

自由勾配側溝（寸法五〇〇ミリメートル×五〇〇）二二〇〇ミリメートル、延長八

四・九〇メトル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 二の一部、三七六 三の一部、三七六 四の

一部、三七六 一六の一部、三七七の一部、木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六 一

一の一部及び二五六 一 四の一部

排水敷地（面積三二・四三平方メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の一部

排水敷地（面積四〇・五二平方メートル）

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 一六の一部及び三七七の一部  
排水敷地（面積四・二九平方メートル）

木田郡牟礼町大字大町字丹僧二五六一 一の一部  
排水敷地(面積一七〇・二六平方メートル)

木田郡牟礼町大字大町字丹僧二二二七 七、二二二七 八、二二二四 二の一部  
二五六一 一の一部及び同地先農道・水路

3 公園

公園(面積八〇六・五六平方メートル)

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三三六 七九及び三七六 三の一部

4 防火水槽

防火水槽(容量四〇・〇〇トン)

木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三七六 三の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市高松町二三〇六番地三

有限会社ライト設計

代表取締役 富田幸雄

公安委員会告示

香川県公安委員会告示第二十六号

香川県暴走族等の追放に関する条例(平成十五年香川県条例第三号)第十八条第一項の規定により、重点禁止区域を次のとおり指定し、平成十五年六月一日から施行する。

平成十五年四月三十日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

一 次に掲げる区域における道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路を除く。 )及び当該道路の周辺の公共の場所

1 高松市の区域(島しょ部を除く。)

2 丸亀市の区域(島しょ部を除く。)

3 坂出市の区域(島しょ部を除く。)

4 善通寺市の区域

5 観音寺市の区域(島しょ部を除く。)

6 さぬき市の区域

7 東かがわ市の区域

8 宇多津町の区域

二 香川県の区域(一)に掲げる区域を除く。 )における次に掲げる道路法第五条第一項に規定する一般国道及び同法第七条第一項に規定する県道並びにこれらの道路の周辺の公共の場所

1 一般国道十一号

2 一般国道三十二号

3 一般国道百九十三号

4 一般国道三百十九号(1又は2と共有する区間を除く。)

5 一般国道三百七十七号(1から4までと共有する区間を除く。)

6 一般国道四百三十八号(2と共有する区間を除く。)

7 県道高松長尾大内線

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、池田ひろまさ後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十四年香川県選挙管理委員会告示第八十号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正する。

平成十五年四月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

その他の政治団体の部池田ひろまさを町政に送る会のうち一

「収入総額 501,014円」を

「収入総額 500,980円」に

「本年収入額」288円を  
「本年収入額」254円に改め、  
同部池田ひるまを町政に送る会のつち4中  
「翌年への繰越額」501,014円を  
「翌年への繰越額」500,980円に改め、  
「その他の収入」288円  
1件10万円未満の収入 288円を  
合 計 288円  
「その他の収入」254円  
1件10万円未満の収入 254円に改める。  
合 計 254円」

香川県選挙管理委員会告示第二十七号  
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による平成十四年八月二十五日執行の香川県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、公職の候補者真鍋武紀の出納責任者鳥塚武から訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定に基づき、平成十四年香川県選挙管理委員会告示第八十四号（平成十四年八月二十五日執行の香川県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。  
平成十五年四月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友  
「引田民体本館」2,000,000  
「真鍋たけせと21世紀の会」17,000,000を  
「真鍋たけせと21世紀の会」19,000,000に改める。  
香川県選挙管理委員会告示第二十八号  
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十五年三月三十一日その指定を取り消した旨引田町選挙管理委員会から報告があった。

平成十五年四月三十日  
香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

名 称	所 在 地
引田町小海体育館	大川郡引田町小海一三三三番地一
引田町多目的研修センター	大川郡引田町南野一〇三番地二

香川県選挙管理委員会告示第二十九号  
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十五年三月三十一日その指定を取り消した旨白鳥町選挙管理委員会から報告があった。  
平成十五年四月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

名 称	所 在 地
白鳥中央公園体育館	大川郡白鳥町帰来一〇一一番地
白鳥町民体育館	大川郡白鳥町七六〇番地一
白鳥共同福祉施設	大川郡白鳥町与田山四〇九番地一
湊保育園	大川郡白鳥町湊五二二番地
白鳥農村勤労福祉センター	大川郡白鳥町与田山三五九番地

香川県選挙管理委員会告示第三十号  
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十五年三月三十一日その指定を取り消した旨大内町選挙管理委員会から報告があった。  
平成十五年四月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

名 称	所 在 地

大内町丹生コミュニティセンター	大川郡大内町馬篠一五二七番地一
大内町水主コミュニティセンター	大川郡大内町水主三〇〇四番地

香川県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十五年四月一日次の施設を指定した旨東かがわ市選挙管理委員会から報告があった。

平成十五年四月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

名 称	所 在 地
小海体育館	東かがわ市小海一三三三番地一
多目的研修センター	東かがわ市南野一〇三番地二
白鳥中央公園体育館	東かがわ市帰来一〇一一番地
白鳥体育館	東かがわ市白鳥七六〇番地一
福栄コミュニティセンター	東かがわ市与田山四〇九番地一
湊保育所	東かがわ市湊五二二番地
丹生コミュニティセンター	東かがわ市馬篠一五二七番地一
水主コミュニティセンター	東かがわ市水主三〇〇四番地